

# 浜松市西部清掃工場更新事業

## 資源化に係る三者契約書 (案)

令和6年4月

浜松市

**浜松市西部清掃工場更新事業  
資源化に係る三者契約書**

1 事業名 浜松市西部清掃工場更新事業

2 契約期間 本三者契約締結日から令和31年3月31日まで

本事業における資源化に関して、基本契約第7条第1項の規定並びに管理運営委託契約第8条第1項の規定に従い、発注者、SPC等は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本約款に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本三者契約は、管理運営委託契約の一部として基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_との間の設計建設工事請負契約と不可分一体として本事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(平成28年3月30日付環廃対発第16033010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)に記されている市町村、SPC及び処理業者間の三者契約として締結するものであり、発注者を浜松市、受注者を資源化企業とし、SPCは本三者契約上の事務手続及び取次ぎのみを行うものとする。

発注者、SPC及び受注者は、本三者契約が廃棄物処理法上の再委託に該当しないことをここに確認する。

本三者契約の締結を証するため、本書の原本3通を作成し、発注者、SPC及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者	所在地	静岡県浜松市中央区元城町103番地の2
	名称	浜松市
	代表者	浜松市長 中野 祐介 印

SPC	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

受注者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

浜松市西部清掃工場更新事業  
資源化に係る三者契約書  
目 次

---

第1章 総 則	1
第1条 (総 則)	1
第2条 (本三者契約の目的)	2
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第4条 (業務遂行)	2
第5条 (期間)	3
第6条 (再委託の禁止)	3
第7条 (SPC等に対する措置要求)	3
第8条 (本業務の範囲)	3
第9条 (業務範囲の変更)	3
第10条 (災害発生時などの協力)	3
第11条 (業務実施体制の整備)	3
第2章 資源化業務	4
第12条 (受入)	4
第13条 (債務不履行の原因究明等)	4
第14条 (処理できない場合の措置)	4
第15条 (本業務に係るSPC等の提案)	4
第16条 (処理量)	4
第17条 (性状)	5
第18条 (臨機の措置)	5
第3章 モニタリング	5
第19条 (発注者による業務遂行状況のモニタリング)	5
第20条 (発注者による業務の是正勧告)	6
第4章 資源化業務に係る対価	6
第21条 (資源化業務に係る対価の支払)	6
第5章 法令変更	6
第22条 (法令変更)	6
第6章 不可抗力	6
第23条 (不可抗力)	6
第7章 契約の終了	6
第24条 (有効期間)	7
第25条 (発注者の解除権)	7
第26条 (発注者による解除の場合の違約金)	8
第27条 (SPC等の解除権)	8
第28条 (解除に関する協議)	8
第29条 (法令変更又は不可抗力の場合の解除)	8
第30条 (本三者契約の解除による終了に際しての処置)	9
第31条 (損害賠償等)	9
第8章 その他	9
第32条 (第三者への賠償)	9
第33条 (保険)	9

---

---

第34条	(契約の変更).....	9
第35条	(秘密保持).....	9
第36条	(個人情報の保護).....	10
第37条	(著作権等).....	10
第38条	(著作権の侵害防止).....	10
第39条	(産業財産権).....	10
第40条	(権利等の譲渡制限).....	11
第41条	(遅延利息).....	11
第42条	(誠実協議).....	11
別紙	本業務に係る対価(第21条).....	12

---

## 第1章 総 則

(総 則)

- 第1条 発注者とSPC等は、要求水準書等(基本契約に定義された意味を有する。以下同じ。)及び事業者提案(基本契約に定義された意味を有する。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本三者契約を履行しなければならない。なお、基本契約、本約款、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、事業者提案の記載が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、契約期間中、受注者が有する資源化施設にて、本業務を遂行するものとする。
- 3 本三者契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本三者契約の履行に関して発注者とSPC等との間で用いる言語は、日本語とし、本三者契約で用いる用語は、本三者契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約又は要求水準書等に使用された用語と同一の意味又は次の各号に掲げる意味を有するものとする。
- (1) 「管理運営委託契約」とは、発注者がSPCとの間で締結した令和[ ]年[ ]月[ ]日付け浜松市西部清掃工場更新事業管理運営委託契約書をいう。
  - (2) 「基本契約」とは、発注者が構成企業及びSPCとの間で締結した令和[ ]年[ ]月[ ]日付け浜松市西部清掃工場更新事業 基本契約書をいう。
  - (3) 「業務期間」とは、第5条第1項第2号に規定する期間をいう。
  - (4) 「契約期間」とは、表記の契約期間をいう。
  - (5) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びその後の改正法をいう。
  - (6) 「搬入廃棄物」とは、管理運営委託契約の定めるところに従ってSPCが処理すべき本施設に搬入された廃棄物をいう。
  - (7) 「本三者契約」とは、本約款並びに要求水準書等及び事業者提案と一体となる契約をいう。
  - (8) 「秘密情報」とは、発注者又はSPC等が本三者契約又は本業務に関連して受領した秘密情報をいう。
  - (9) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、公衆衛生上の事態又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者とSPC等のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。疑義を避けるため、搬入廃棄物の量又は性状のいずれの変動も、不可抗力に含まれないことを確認する。
  - (10) 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含むが、当該変更は、法律、政令、規則又は条例の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドラインの発出、公的な解釈等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。なお、本三者契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれる。
  - (11) 「本事業」とは、浜松市西部清掃工場更新事業をいう。
  - (12) 「本業務」とは、要求水準書等及び事業者提案に示された資源化業務をいう。
  - (13) 「本約款」とは、この約款をいう。
  - (14) 「SPC等」とは、SPCと受注者を総称して又は個別にいう。
- 5 本三者契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本三者契約の履行に関して発注者とSPC等との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。

- 7 本三者契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本三者契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本三者契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすることに合意する。
- 10 SPC等は、本業務に関して、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本三者契約締結時に利用する全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本三者契約を締結したことをここに確認する。SPC等は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、SPC等の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 11 SPCは、受注者が行う本業務の遂行に関し、受注者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。
- 12 受注者は、SPCが管理運営委託契約に基づき行う業務の遂行に関し、SPCの求めに応じて必要な協力を行うものとする。
- 13 SPC及び受注者は、本業務を遂行するために、SPCと受注者との間で必要な事項を定める場合には、その内容について、事前に発注者の確認を得なければならない。

(本三者契約の目的)

第2条 本三者契約は、発注者とSPC等が相互に協力し、本業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 SPC等は、本事業が公共事業であることを踏まえ、その目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(業務遂行)

第4条 受注者は、本約款に基づき、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、本業務を行うものとする。

- 2 受注者は、法令(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、廃棄物処理法その他の環境保全関係法令を含むがこれらに限られない。)並びに本三者契約に基づき、本業務を誠実かつ適正に遂行しなければならない。受注者がこれらを遵守しなかつたことは、受注者による本三者契約の債務不履行を構成するものとする。
- 3 受注者は、本業務その他受注者が本三者契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また、必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。
- 4 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。
- 5 SPC等による本三者契約上の義務の履行に要する各当事者の費用は、別段の承諾がない限り、SPC等の各当事者の負担とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、受注者が本業務の適正な遂行を怠つたことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、発注者は、受注者と連帯して、かかる支障の除去ないし発生防止のために必要な措置を講じるものとする。

(期間)

第5条 契約期間及び業務期間は、次のとおりとする。

(1) 契約期間 本三者契約締結日から令和31年3月31日までの期間

(2) 業務期間 令和11年4月1日から令和31年3月31日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、管理運営委託契約に定める規定により、管理運営委託契約締結者間で、運営開始予定日の変更について承諾された場合は、当該変更後の日をもって、業務期間の始期とする。

3 前項の規定により、業務期間の始期が第1項第2号の規定と異なるに至った場合も、業務期間の終期は変更しないこととし、この場合、発注者とSPC等との協議により、本業務に係る対価の変更を行うものとする。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(SPC等に対する措置要求)

第7条 発注者は、受注者の役職員又は使用人が、本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、SPC等に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 SPC等は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(本業務の範囲)

第8条 本業務の範囲及び細目は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、SPC等は、本業務を円滑に実施するために必要な措置を適時に講ずるものとする。

(業務範囲の変更)

第9条 受注者は、本業務に関し、受注者の意見を聴取したうえでSPCが発注者との間で管理運営委託契約上の管理運営業務の範囲を変更した場合において本業務の変更を要すべきときは、当該変更された内容に応じて本業務の範囲が発注者の指定するところに従って当然に変更されるものとするを予め合意する。

2 前項の規定による本業務の範囲が変更される場合において、当該変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、業務期間若しくは本業務に係る対価を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(災害発生時などの協力)

第10条 発注者とSPC等は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

2 災害その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、SPC等はその処理に最大限の協力を行う。但し、その場合でも第16条の定めるところに従い、発注者は、受注者に発生した追加費用については別途負担せず、本業務に係る対価を含め、搬入廃棄物の本施設への搬入量に応じた変動費を、管理運営委託契約の定めるところに従って運営委託料(同契約に定義された意味を有する。以下同じ。)としてSPCに支払えば足りる。

(業務実施体制の整備)

第11条 受注者は、本業務の遂行に必要な人員及び有資格者を確保し、本三者契約の終了まで、これを維

持する。

## 第2章 資源化業務

(受入)

第12条 受注者は、受入の際には、廃棄物処理法に基づく飛散・流出等の防止対策を行わなければならない。

- 2 受注者は、副生成物を受け入れた後は、当該副生成物が資源化に適さない場合であっても、本施設に返送してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 受注者が受け入れた副生成物を処理し、生産された有価物の品質について、発注者は一切の責任を負わない。

(債務不履行の原因究明等)

第13条 受注者による債務不履行が発生した場合は、SPC等は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、原因究明に努め、本業務の完全な履行ができるよう本業務の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の規定による場合は、発注者は必要と認めるときは、SPC等に本業務の停止を指示することができ、SPC等は、これに従わなければならない。

(処理できない場合の措置)

第14条 SPC等は、本三者契約に従った資源化ができない場合又はそのおそれがあると認めるときは、その旨を直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 SPC等は、前項の規定により発注者に報告したときは、本三者契約に従った資源化ができない又はなくなる原因について、自らの費用で調査し、調査の結果を速やかに発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者が本三者契約に従った資源化ができず、他の事業者(本条において「代替事業者」という。)の施設における資源化が必要なときは、SPCは、自らが提案し、発注者が適当と認めた代替事業者を資源化業務の委託先として選定することができる。この場合、発注者、SPC及び代替事業者との間で、別途三者契約を締結するものとする。
- 4 SPC等の責めに帰すべき事由により、前項に規定する代替事業者の選定を行い、追加費用が生じた場合には、当該追加費用はSPC等の負担とする。
- 5 前2項の規定は、基本契約第13条の適用を妨げないものとする。

(本業務に係るSPC等の提案)

第15条 SPC等は、本業務に関して、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等又は事業者提案において提案された内容の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定するSPC等の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等又は事業者提案において提案された内容の変更をSPC等に通知するものとする。
- 3 前項の規定により要求水準書等又は事業者提案において提案された内容が変更された結果、本業務に係る対価を低減できることを発注者又はSPC等が明らかにした場合、発注者とSPC等は、本業務に係る対価の減額について協議するものとする。

(処理量)

第16条 発注者は、受注者に対して本三者契約に基づき資源化する量について、何ら保証するものではない。発注者は、本業務に係る対価を含め、管理運営委託契約の定めるところに従って運営委託料をSPCに支払えば足りるものとする。



(性状)

- 第17条 搬入廃棄物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、SPC等は、性状の変動を原因とする本業務に係る対価(処理単価の見直しを含む。)の変更、その他費用の負担を発注者に請求することはできない。
- 2 搬入廃棄物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、搬入廃棄物の性状の変動を原因とする本業務に係る対価及び運営委託料(変動費の単価の見直しを含む。)の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。
  - 3 業務期間のいずれかの一事業年度につき、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲を逸脱した搬入廃棄物をSPCが管理運営委託契約に基づき処理したことによって受注者が処理する副生成物の性状が変動し、かかる処理のために要した費用のうち、当該計画ごみ質の範囲内の搬入廃棄物の処理費用と比した増加分をSPC等が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、SPC等は、当該増加分について、当該事業年度の第4四半期に係るSPCによる運営委託料の請求の際に精算を行うことについて協議を発注者に協議を申し入れることができる。
  - 4 前項に規定する以外の搬入廃棄物及び副生成物のいずれの性状に係る項目の変動による本業務に係る対価の見直しは行わない。
  - 5 搬入廃棄物の性状が要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。この場合において、当該判断に必要なデータの収集、検査等は全てSPC等の費用において実施する。
  - 6 前項に規定するデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、発注者とSPC等が協議して定める。
  - 7 前2項の規定に基づき得られたデータや検査結果等を、発注者とSPC等が協議して定める頻度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(臨機の措置)

- 第18条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合、SPC等は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知する。
  - 3 発注者は、事故、災害防止その他本業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、SPC等に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
  - 4 SPC等が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合は、当該措置に要した費用のうち、SPC等が本業務に係る対価の範囲において負担することが適当でないと発注者が認めた部分については、発注者がこれを負担する。

### 第3章 モニタリング

(発注者による業務遂行状況のモニタリング)

- 第19条 発注者は、管理運営委託契約第15条の規定に従い、本業務の遂行状況のモニタリングを行う。
- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、施設へ立ち入る等必要な行為を行うことについてSPC等に申出を行うことができる。また、発注者は、SPC等に対して本業務の遂行状況等について説明を求めることができる。
  - 3 SPC等は、発注者から前項に規定する申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。
  - 4 発注者は、第1項の規定に基づく遂行状況等の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何

らの責任を負担するものではない。

(発注者による業務の是正勧告)

第20条 前条の規定によるモニタリングの結果、受注者による本業務の遂行が本三者契約違反又は管理運営委託契約第16条に定める業務水準未達の場合は、発注者はSPC等に対して、管理運営委託契約別紙1に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。

#### 第4章 資源化業務に係る対価

(資源化業務に係る対価の支払)

第21条 発注者は、管理運営委託契約第21条の規定に基づき、発注者がSPCに支払う委託料【E】を本業務に係る対価として、別紙記載の算定方法及びスケジュールに従い、SPCに支払うものとする。SPCは、本業務に係る対価を本三者契約上の事務手続又は取次ぎとして、発注者からこれを受領するものとし、発注者からSPCに支払われる委託料【E】に相当する金額を受注者に支払うものとする。

#### 第5章 法令変更

(法令変更)

第22条 業務期間中に法令変更が行われた場合、SPC等は、次の各号に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 本業務に関してSPC等が受けることとなる影響
  - (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細
- 2 発注者は、前項の規定による報告に基づき、本三者契約の変更その他の報告された事態に対する本三者契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかにSPC等と管理運営委託契約第31条第2項及び第3項に従って協議するものとする。
- 3 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第29条の規定に従う。

#### 第6章 不可抗力

(不可抗力)

第23条 業務期間中に不可抗力が発生した場合、SPC等は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力の発生に起因してSPC等に損害・損失が発生した場合、SPC等は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。発注者は、この報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者とSPC等との協議により、不可抗力への該当性の判定及び本三者契約の変更等について管理運営委託契約第30条第2項及び第3項に従って決定するものとする。
- 3 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第29条の規定に従う。

#### 第7章 契約の終了

(有効期間)

第24条 本三者契約の有効期間は、契約期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営委託契約の全部又は一部(資源化業務を含む場合に限る。以下、本条において同じ。)が解除された場合には、管理運営委託契約の全部又は一部が解除された日をもって本三者契約は終了するものとする。ただし、本三者契約の終了後も、第35条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。なお、本項の定めは、第25条から第27条まで及び第31条の適用を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本三者契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本三者契約の終了前の作為・不作為に基づき本三者契約の終了後に発生した義務若しくは責任は、本三者契約の終了によっても免除されないものとする。

(発注者の解除権)

第25条 発注者は、必要と認めるときは、90日前にSPC等に通知することにより、本三者契約の全部を解除することができる。この場合、発注者は、SPC等に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、SPC等が次の各号のいずれかに該当するときは、SPC等に対し催告することなく、本三者契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可、登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) SPC等が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 第27条第1項の規定によらないで本三者契約の解除を申し出たとき。
- (5) SPC等又はSPC等が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本事業の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (6) SPC等が本三者契約に違反した状態となった場合において、発注者が第20条の規定に基づき、SPC等に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (7) SPC等が本業務を放棄したと認められるとき。
- (8) SPC等に係る破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他これに類似する倒産手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含む。)のいずれかの手続について、取締役会において申立を決議したとき、又は第三者により申立がなされたとき、若しくはSPC等につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (9) SPC等が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 前各号のほか、本三者契約の重大な違反又は抵触があったとき。
- (11) 解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- (12) 本三者契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (13) SPC等の責めに帰すべき事由により、本三者契約上のSPC等の義務の履行が不能となったとき。

3 発注者は、SPC等が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内の期間を定めて、SPC等に対し履行を催告し、催告期間内に履行がなされないときは、SPC等に通知することにより本三者契約を解除することができる。なお、SPC等は、発注者が請求した場合は、自己の責任及び費用負担において、SPC

が提案し発注者が適当と認めた事業者を、本業務の一部又は全部の委託先として選定しなければならない。

- (1) SPC等が、本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
- (2) SPC等が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第33条の規定に従って保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。
- (3) その他、SPC等が本三者契約の義務を履行しないとき。

(発注者による解除の場合の違約金)

第26条 発注者が前条第2項及び第3項の規定に基づき本三者契約を解除した場合には、SPC等は、本業務に係る対価を20で除した額の10分の1の金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定によりSPC等が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金支払請求権とSPC等の本業務に係る対価支払請求権その他の発注者に対する債権を相殺し、なお、不足があるときはこれを追徴することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に規定する違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、SPC等に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。

(SPC等の解除権)

第27条 SPC等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に通知することにより、本三者契約を解除することができる。

- (1) SPC等の責めに帰すべき事由による場合を除き、発注者による搬入停止が60日を超えたとき。
  - (2) 発注者が本三者契約に違反し、その違反によって本三者契約の履行が不可能となったとき。
  - (3) 発注者が本三者契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき。
- 2 発注者は、前項の規定による解除によりSPC等に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

(解除に関する協議)

第28条 発注者は、本業務の内容が社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により、本三者契約の継続は適さないと判断した場合には、本三者契約の解除について、SPC等と協議を行うことができる。

- 2 前項に規定する協議は、業務期間中、各5事業年度に1回できるものとし、発注者は、各5事業年度目の末日から12か月以上前に、SPC等に対して協議開始を通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する協議の結果、本三者契約の解除について、発注者とSPC等が合意した場合又は協議が整わない場合には、発注者は、業務期間中、各5事業年度の末日において、本三者契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により本三者契約が終了するときは、発注者とSPC等は、相手方に対し損害の賠償その他の一切の請求をすることができない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第29条 発注者又はSPC等は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本三者契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本三者契約を解除することができる。この場合、発注者は、SPC等により履行済みの本業務に対応する未払いの本業務に係る対価を、速やかにSPCに支払う。

(本三者契約の解除による終了に際しての処置)

第30条 本三者契約が解除された場合、本三者契約は、将来に向かって効力を失うものとする。

(損害賠償等)

第31条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、SPC等に損害が生じた場合、発注者はSPC等に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

2 本業務に関連して、SPC等の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、SPC等は発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

## 第8章 その他

(第三者への賠償)

第32条 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該損害を賠償しなければならない。ただし、第33条の規定に従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定に従って受注者が賠償すべき損害について、第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第33条 SPCは、本業務の遂行にあたって、業務期間の全期間にわたり、管理運営委託契約に基づき保険を付保し、かつ、維持するものとする。

(契約の変更)

第34条 本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容を変更したとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者とSPC等との協議の上、本三者契約の規定を書面にて合意することにより変更することができるものとする。

(秘密保持)

第35条 発注者とSPC等は、秘密情報を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、発注者とSPC等は、本三者契約の履行又は本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本三者契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に発注者又はSPC等のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(5) 発注者とSPC等が本三者契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者とSPC等は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の

通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前3項の規定にかかわらず、本業務に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第36条 SPC等は、本三者契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報からSPC等が作成し、又は取得した個人情報(本条において「個人情報」という。)の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本三者契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員とSPC等の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 本業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (7) SPC等の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩し、破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- (8) 本条に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(著作権等)

第37条 SPC等は、発注者に対し、発注者の裁量により、本三者契約期間中及び本三者契約期間終了後も、次に掲げる行為を行うことを無償で許諾する。

- (1) 発注者が本業務の内容(ただし、SPC等の営業秘密に係る部分としてSPC等が書面で公表の制限を要請した特定箇所を除く。)を公表すること。

2 SPC等は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 本業務の内容を公表すること。

(著作権の侵害防止)

第38条 SPC等は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

(産業財産権)

第39条 SPC等は、本業務において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用する場合、

自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、発注者がその使用を指定した場合で、SPC等が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、発注者は、SPC等がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、発注者とSPC等との間の協議においてこれを定めるものとする。

(権利等の譲渡制限)

第40条 SPC等は、本三者契約に基づき発注者に対して有する本業務に係る債権の全部若しくは一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、発注者の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 SPC等は、本三者契約その他本業務に関して発注者との間で締結した契約に基づきSPC等が有する契約上の地位の全部若しくは一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、発注者の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第41条 SPC等は、本三者契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 前項に規定する遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率(1年を365日とする日割計算とする。)の遅延利息をもって計算する(千円未満は切り捨てるものとする。)

(誠実協議)

第42条 本三者契約の解釈について疑義を生じたとき、又は本三者契約に特別の定めのない事項については、発注者とSPC等は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

[以下、余白]

別紙 本業務に係る対価(第21条)

※具体的な金額及び支払スケジュールは事業者提案による。



